

電 気 需 給 契 約 書

- 1 品 名 江戸川左岸流域下水道江戸川第二終末処理場で使用する電力
- 2 規 格 (1) 電気方式 交流 3 相 3 線式
(2) 標準電圧 6 0 , 0 0 0 ボルト
(3) 標準周波数 5 0 ヘルツ
(4) 契約電力 (常時電力) 7 , 9 4 4 キロワット
(予備電力) 7 , 9 4 4 キロワット
(5) その他仕様書に定めるとおり
- 3 単 価 別紙電気需給契約単価表のとおり
- 4 履 行 場 所 市川市福栄四丁目 32 番 2 号
江戸川左岸流域下水道江戸川第二終末処理場
- 5 履 行 期 間 平成 3 1 年 4 月 1 日から
平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで
- 6 契約保証金 (千葉県財務規則第 9 9 条の規定による)

上記電力の需給について、千葉県を甲とし、 を乙として、次のとおり需給契約を締結する。

(契約の目的)

第 1 条 乙は、甲の所有する上記履行場所で使用する電気を仕様書に基づき需要に応じて供給し、
甲は乙に電気料金を支払うものとする。

(契約単価)

第 2 条 契約単価は上記のとおりとする。

2 乙の発電費用等の変動により契約単価の改定を必要とするときは、甲乙協議の上価格を改定できる。

3 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」による。

(契約の保証)

第3条 乙は、この契約の締結までに、予定使用電力量に電力量料金単価（税込）を乗じて得た額に契約月数に契約電力と基本料金単価（税込）を乗じて得た金額を加算した額の10分の1以上の額を契約保証金として甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。

3 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく契約保証金を乙に還付するものとする。

4 契約保証金には、利息を付さないものとする。

5 前第1項から第4項の規定にかかわらず、甲が千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第99条第2項各号のいずれかに該当すると認めた場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

(権利義務の譲渡)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。ただし、予め書面により甲の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。

(供給の保証)

第5条 乙が接続供給契約により電気の供給を行う場合は、託送供給約款等により定める料金は乙が負担するものとする。

(使用電力量の増減)

第6条 甲の使用電力量は、都合により予定電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力の変更)

第7条 契約電力を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上変更するものとする。

2 甲が前項の規定によらないで契約電力を超過した場合は、契約超過金の支払について甲乙協議を行い、契約超過金の支払が適当であると認められたときは、甲は当該協議において決定された金額を契約超過金として乙に支払うものとする。

(計量及び検査)

第8条 計量日は甲乙協議の上毎月一定の日を基準として定め、乙は各月ごとに計量日時に記録された電力量計の読みにより使用電力量等を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定期間)

第9条 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。ただし、電気の供給を開始し、又は需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日

の前日までの期間又は直前の計量日から消滅日の前日までの期間とする。

(電気料金の算定)

第10条 電気料金は常時電力基本料金、予備電力基本料金、電力量料金、当該地域のみなし小売電気事業者が需要家に適用する燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

2 前項の常時電力基本料金は常時電力基本料金単価に契約電力を乗じて算出するものとするが、常時電力基本料金単価は当該月の力率が85パーセントを上回る場合はその1パーセントごとに力率補正単価を減じ、又は85パーセントを下回る場合はその1パーセントごとに力率補正単価を加えるものとする。

3 第1項の電力量料金は、適用区分ごとの電力量料金単価に第8条で計量した使用電力量を乗じるものとする。

(電気料金の支払及び遅延利息)

第11条 乙は第8条に定めた検査終了後、第10条によって算出した金額を1月ごとに請求するものとし、甲は乙から適法な支払請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

2 甲が前項の約定期間内に電気料金を支払わなかった場合には、乙は遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額から消費税額及び地方消費税額から次の算式により算定された金額を差し引いたもの及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた額に対し、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を甲に請求することができる。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

なお、次の算式により算定された金額の単位は、1円としその端数は切り捨てるものとする。

再生可能エネルギー発電促進賦課金 $\times 8/108$

(機密の保持)

第12条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

2 乙は、この契約の履行過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(契約の解除)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、電気の供給をする見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反したとき。

(違約金)

第14条 乙の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合は、乙は当該日から契約期間満了の日までに係る予定電力量に対する電力量料金から消費税額及び地方消費税額を差し引いた額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第15条 甲は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(協議)

第16条 本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項については、別に定める覚書によるほか甲乙協議の上決定するものとする。

(合意管轄)

第17条 本契約に関する訴訟については、千葉地方裁判所を管轄裁判所とする。

以上の契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙双方の記名押印の上各自1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 住所 千葉縣市川市福栄四丁目32番2号
氏名 千葉県
江戸川下水道事務所長

乙 住所
氏名